

参 考 資 料

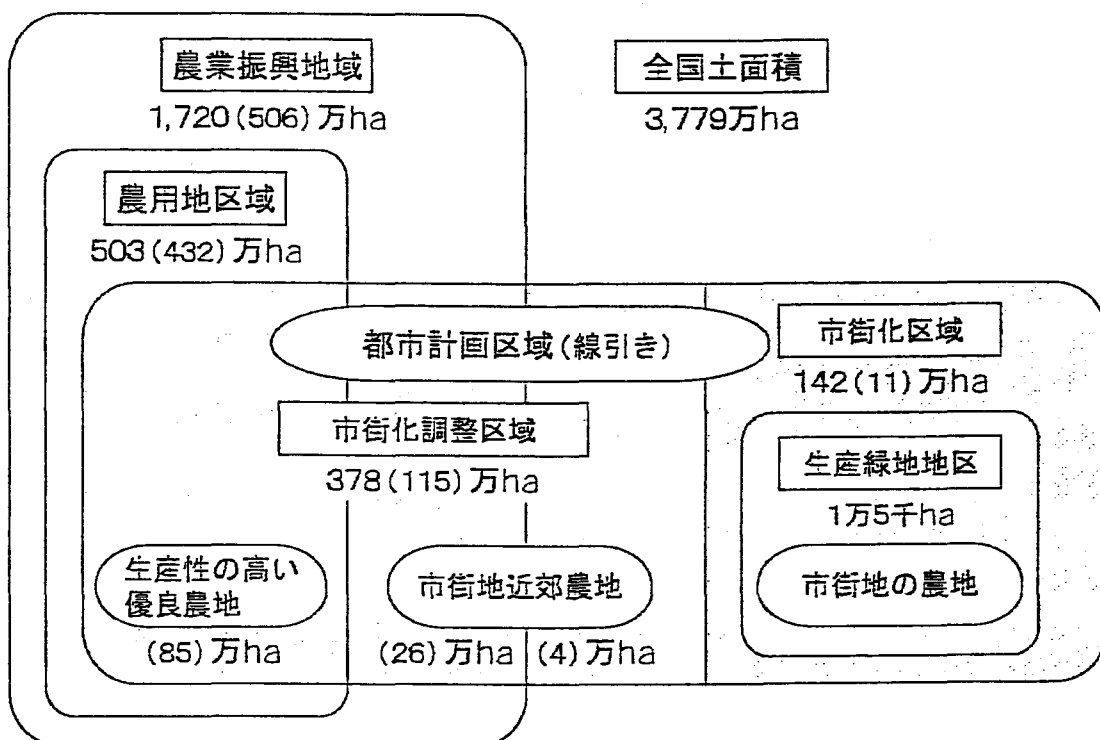
都市農業を理解するために

「参考資料」

2008年2月26日

「都市農業を理解するために」

1. 農振法および都市計画法による土地利用区分



資料 第5回食料・農業・農村政策審議会企画部会資料
(注) 1999年現在。()内は農地面積。

2. 都市農業の定義

言葉としては、昭和40年代から登場したが統一された定義はない。一般的には市街化区域、市街化調整区域で取り組む農業をいう

市街化区域：国土交通省の臣都市計画法に基づき策定された都市計画区域内で、市街化が進んでいる地域、今後10年以内に市街化を図る区域

生産緑地制度：三大都市圏の特定市の市街化区域内の農地を保全し都市環境の形成を図る制度で、市町村が指定する。面積要件は 500m² 以上で、税金は農地課税となり、相続税納税猶予制度も適用されるが、30 年間営農を継続する必要がある

相続税猶予制度：相続人が農業者の被相続人から農地を相続し、農業を継続する場合において適用する。原則として 20 年間（三大都市圏の特定市では終生）をその農地等で農業を継続した場合は、猶予税額（相続税評価額と農業投資価格の差額の相続税）は免除される

市街化調整区域：主として農業地帯や山林などで、市街化を抑制する地域

3. 生産状況

都市的地域の農業生産額は 26 千億円（2004 年データ）で全国の 29%のシェアで、花き 40%、野菜は 38%、果樹 34%を占めている。総農家数は 24%（685 千戸）、耕地面積は 25%（119 万 ha）を占めている

（注）都市的地域：可住地に占める人口集中地区面積 5%以上で人口密度 500 人以上の市町村で、農林統計上の都市及び周辺の地域

4. 都市農業をめぐる時代経過

（1）S30 年代：高度経済成長、都市部に人口集中し住宅供給が必要で農地転用がはじまる

（2）S44 年：都市計画法が施行され、市街化区域内農地は農政の対象外となる

（3）S46 年：農業振興地域整備促進整備法が施行され、農業振興が必要な地域においては、それに応じた必要施策に取り組む

（4）S49 年：生産緑地法の施行（上記参照）

（5）S50 年：相続税猶予納税制度の創設

（6）S61 年～：土地バブル

（7）H3 年：生産緑地法の改正、面積は 500m²、買取り申し出は 30 年経過後

（注）買取り申し出制度：農業従事者が 30 年以上経過した時、市町村長に対し生産緑地を時価で買い取りの申し出ができる

（8）H11 年：食料・農業・農村基本法を制定し、都市農業については、農産物供給、農の風景、体験の場、災害オープンスペース等都市住民ニーズに応じていくよう、住民参加のビジョン作りを支援する。

また、農産物の直売や市民農園、学童農園等の取り組みを推進すると位置付けした

5. がんばっている都市農業

- (1) 消費地に近い利点を生かし新鮮な農産物を都市住民に供給している
- (2) 地産地消の盛り上がりに伴い、農産物直売所が大きく増加している
- (3) 地域住民を巻き込んだ農的土地利用による市民農園や体験農園の取り組み
- (4) 多面的機能の発揮（防災、食農教育他）

6. 主な問題点

- (1) 農業者の高齢化進行
 - ①農地の管理・維持が困難になっている
 - ②相続税納税猶予対象農地は賃貸や利用権設定が認められず、区画貸しの市民農園には適用できない
- (2) 相続税対策により農地が大幅減少
 - ①多額の相続税負担に伴う切り売り
 - ②均分相続による農地の分割・転用により、確実に減少
- (3) 農業後継者の不足
 - ①相続税納税猶予制度は、実質終身営農義務であり病気等の不安要素がある
 - ②農産物価格の低迷